

各 位

事業者は、以下の労働災害等（疑いを含む）が発生した場合、労働安全衛生規則第97条に基づいて所轄労働基準署長へ労働者死傷病報告の提出が必要です。

- 1 労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業（休業4日以上）したときは、様式第23号「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出する必要があります。
- 2 労働者が上記1の労働災害等で休業日数が1日から3日の労働災害が発生した場合は、四半期ごとに（1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間）様式第24号「労働者死傷病報告」を、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに提出する必要があります。

- 労災保険の請求をしなくても労働者死傷病報告の提出は必要。
- 業務中の交通事故や労働災害が疑わしい場合も提出が必要。
- 派遣労働者が被災した場合は、派遣先・派遣元の事業所を管轄する労働基準監督署へ提出が必要。

労働災害を防止するために以下の措置を講じて下さい。

- 1 墜落・転落災害防止措置を図ること。
- 2 機械災害防止措置を図ること。
- 3 フォークリフト、重機等車両との接触防止及び交通事故防止を図ること。
- 4 転倒・腰痛などの行動災害防止措置を図ること。
- 5 高年齢労働者に係る労働災害防止を図ること。
- 6 リスクアセスメントを実施、リスクの低減措置を図ること。
- 7 安全作業標準（手順）を作成し励行すること。

